

使用前検査申請書

(玄海原子力発電所第4号機の変更の工事)

原発本第157号

令和3年11月15日

原子力規制委員会 殿

経済産業大臣

萩生田光一 殿

福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号
九州電力株式会社

代表取締役 池辺和弘
社長執行役員

電気事業法第49条第1項の規定により次のとおり使用前検査を受けたいので申請します。

検査を受けようとする原子力発電工作物に係る事業場の名称及び所在地	名称 玄海原子力発電所 所在地 佐賀県東松浦郡玄海町大字今村
原子力発電工作物の概要	玄海原子力発電所第4号機 原子力設備 原子炉冷却系統設備 計測制御系統設備 原子炉格納施設 工事計画の認可番号及び認可年月日 原規規発第1911283号、20191009保第22号 令和元年11月28日
検査を受けようとする工事の工程	構造、強度又は漏えいに係る試験をすることができる状態になった時 (一号)
	工事の計画に係る全ての工事が完了した時 (五号)
検査希望年月日	(一号) 自 令和4年 5月 至 令和4年 7月
	(五号) 自 令和4年 7月 至 令和4年 8月
使用開始予定年月日	令和4年 8月
原子炉等規制法第43条の3の1第1項の検査のための申請をした場合は、その年月日	令和2年 4月 17日 令和3年 11月 15日

添付資料-1: 工事の工程に関する説明書

添付資料-2: 工事の工程における放射線管理に関する説明書

工事の工程における放射線管理に関する説明書

(玄海原子力発電所第4号機の変更の工事)

(1) 検査に伴う放射線管理

a. 検査中の放射線管理

被ばく低減及び汚染拡大防止のため、検査エリアの環境サーベイを実施するとともに、検査に係る者に対し、防護具の適切な着用について指導及び助言を行う。

b. 個人被ばく管理

線量は、ガラスバッジ及び警報付ポケット線量計を用いて測定する。

(2) 検査場所の区域区分

4号機

4号機



a. 汚染区分

B区域 (注1)

(注1) 核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示(平成27年8月31日 原子力規制委員会告示第8号)に定める表面密度限度及び放射線業務従事者の呼吸する空気中の放射性物質の濃度限度を超えるおそれのない区域

b. 線量当量率区分

1区域 (注2)

2区域 (注3)

3区域 (注4)

(注2) $2.6 \mu\text{Sv/h}$ を超えるおそれがあり、 $100 \mu\text{Sv/h}$ を超えるおそれのない区域

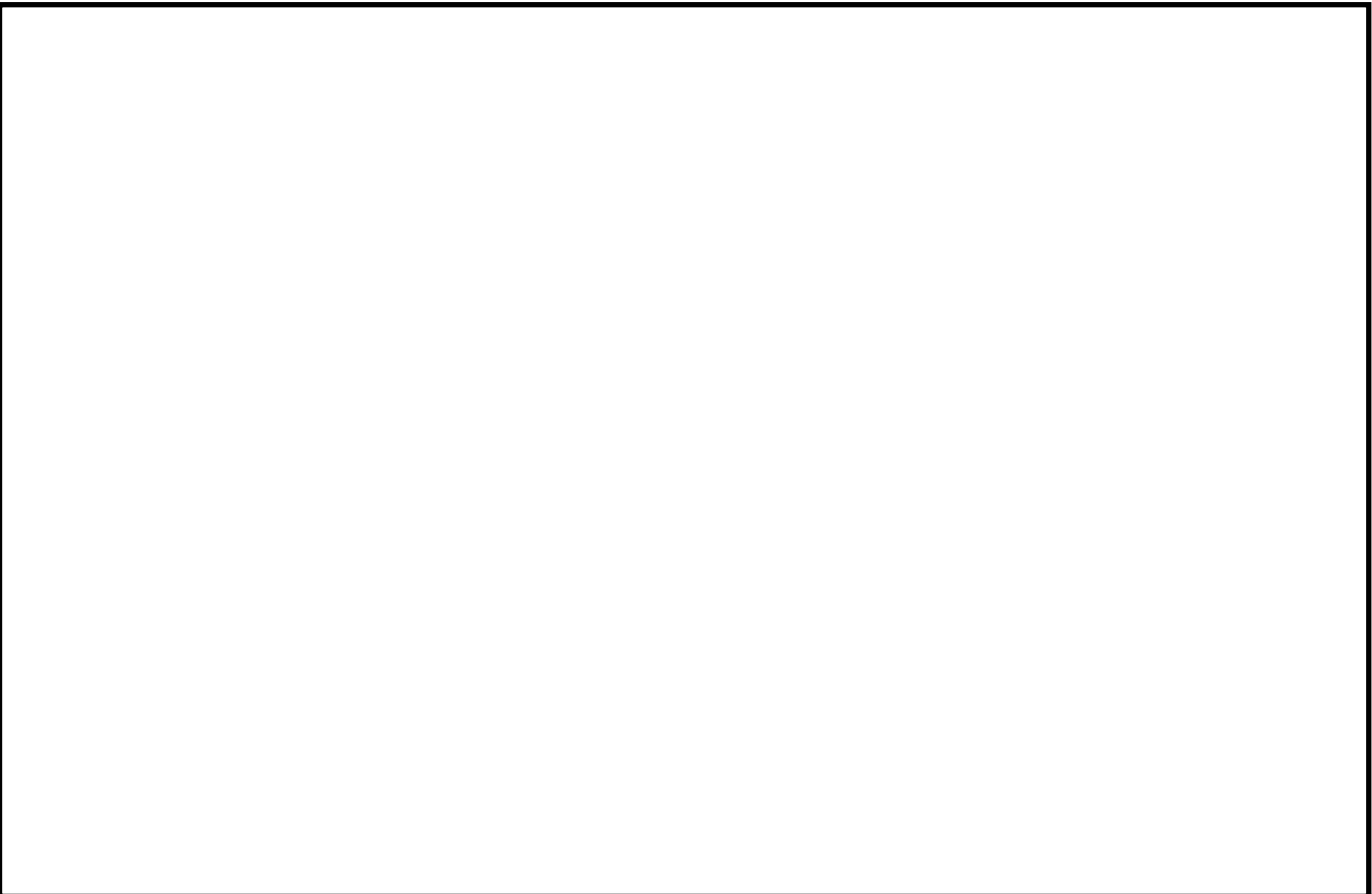
(注3) 1mSv/h を超えるおそれのない区域

(注4) 1mSv/h を超えるおそれのある区域

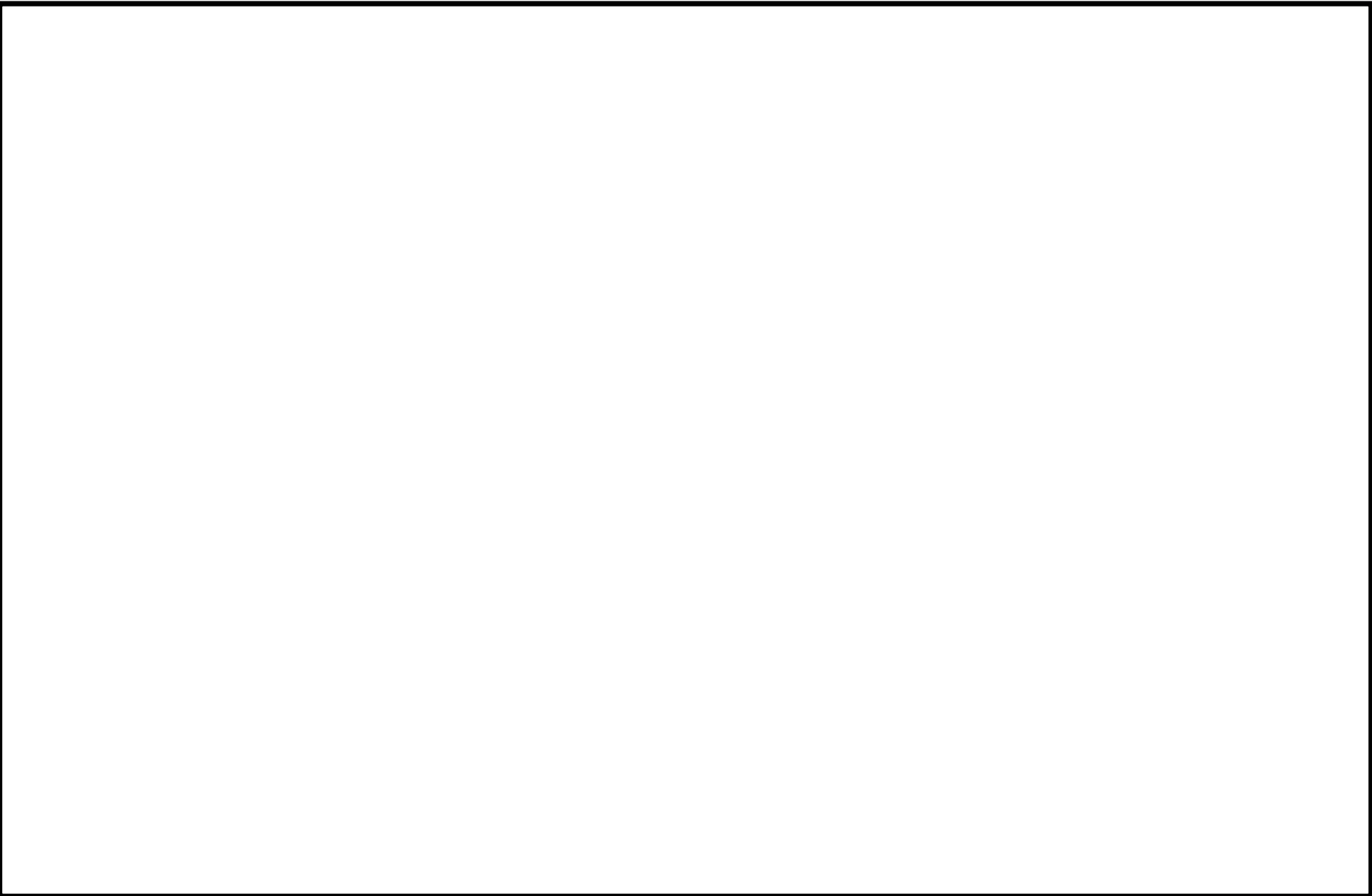
(3) 管理区域検査場所図

別紙参照

管理区域検査場所図



管理区域検査場所図



参考

使用前検査申請書中「原子炉等規制法第43条の3の1第1項の検査のための申請をした場合は、その年月日」とあるのは、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成29年法律第15号。以下「改正法」という。）附則第7条第1項に基づき、改正法による改正前の「原子炉等規制法第43条の3の1第1項の検査」を示す。